

国民生活基礎調査の概要

国民生活基礎調査の概要

調査の目的

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

調査の期日

- ・ 世帯票、健康票及び介護票：6月の第1又は第2木曜日
- ・ 所得票及び貯蓄票：7月の第2又は第3木曜日

調査の対象

- ・ 世帯票・健康票：
全国 5,530 調査地区、約 27 万 7 千世帯 (約 71 万 6 千人)
- ・ 介護票：
世帯票及び健康票の対象地区から層化無作為抽出した 2,500 地区、約 6 千人 (介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) に基づく要介護者及び要支援者)
- ・ 所得票・貯蓄票：
世帯票及び健康票の対象地区から層化無作為抽出した約 5 万世帯 (約 13 万人) (介護票の対象地区は抽出の対象から除く。)

調査事項

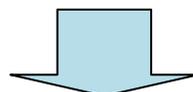
- ・ 世帯票：世帯員数等、住居の種類、家計支出総額等、世帯員の出生年月・学歴・就業状況等
- ・ 健康票：入院・入所の状況、健康状態、健診等の受診状況等
- ・ 介護票：要介護度の状況、介護サービスの利用状況、介護サービスの費用等
- ・ 所得票：所得の種類別金額、課税等の状況別金額、企業年金・個人年金等の掛金等
- ・ 貯蓄票：貯蓄現在高、増減理由、借入金残高

調査の流れ

- ・ 世帯票・健康票・介護票
厚生労働省 ↔ 都道府県 ↔ 保健所 ↔ 指導員 ↔ 調査員 ↔ 世帯
↑ 保健所設置市 特別区 ↓
- ・ 所得票・貯蓄票
厚生労働省 ↔ 都道府県 ↔ 福祉事務所 ↔ 指導員 ↔ 調査員 ↔ 世帯
↑ 市・特別区及び福祉事務所を設置する町村 ↓

利活用状況

健康増進・疾病対策、少子・高齢化対策、年金保険制度、介護保険制度等の行政施策検討に当たっての基礎資料、出生動向基本調査など他の統計調査の標本調査の母集団情報として幅広く利活用



近年の重要課題(新たなニーズ)

生活習慣の変化等によるがんや循環器病などの「生活習慣病」の増加、高齢化による要介護者の増加といった社会環境の変化等を踏まえ、調査内容の見直し等を行う。

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（健康日本21）

- ・生活習慣病の発症予防と重症化予防における慢性閉塞性肺疾患対策
- ・十分な睡眠の確保
- ・生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している者の減少
- ・健康寿命の延伸と健康格差の縮小

がん対策推進基本計画

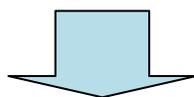
- ・職域等のがん検診受診率や精度管理の把握

介護保険法の改正

- ・新たなサービスの創設

労働契約法の改正

- ・非正規雇用の実態把握



主な見直しのポイント

生活習慣病対策の基礎資料を得る

- ・通院理由の傷病に「慢性閉塞性肺疾患(COPD)」を追加（健康票）
- ・「平均睡眠時間」、「休養充足度」を追加（健康票）
- ・「飲酒の状況(頻度・量)」を追加（健康票）
- ・「日ごろ健康のために実施している事柄」を追加（健康票）

がん対策推進基本計画のための基礎資料を得る

- ・「がん検診の勤め先での受診状況」を追加（健康票）

制度の改正等に伴う変更

- ・「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「複合型サービス」を追加（介護票）
- ・「一般常雇者」、「契約社員・嘱託」の分割(世帯票)

その他の改善等

- ・健康票の密封回収を、非密封回収へ変更
- ・新規事項の追加に伴い、一部の調査事項について利用状況や報告者の負担等も勘案して削除（健康票）